

福島県議会の概要



令和3年12月

目

次

第 1 章 議 会

1	沿	革	1
2	構	成	2
3	議会の招集とその会期		5
4	委 員 会 等		6
5	議会(本会議)の運営		8
6	委 員 会 の 運 営		9
7	総括審査会の運営		10
8	会 議 録		10
9	請 願 ・ 陳 情		11
10	会 議 の 傍 聴		11
11	情 報 公 開		13

第 2 章 事務局

1	機	構	16
2	事 務 分 掌		16
3	事務局職員の定員・現員一覧		17
4	主 な 刊 行 物		17
5	図 書 室 の 蔵 書 数		18

付 録

福 島 県 の 沿 革	20
境 域 ・ 位 置	21
人 口 及 び 世 帯 数	21
議会広報のお知らせ	22

第1章 議 会

1 沿 革

◇明治 11 年 民会規則（県規則）による県会開設

当時の自由民権運動の成果と県令（知事）の英断により実現したもので、他県には例がありません。議員定数は 68 人で、各区会議員により互選されました。

◇明治 12 年 府県会規則（太政官布告）による県会

議員定数は 62 人で、議会の組織は、議長、副議長、常置委員、組幹事、調査委員を議会の選挙で置き、給与は常置委員を除き無給（ただし費用弁償は支給）でした。

◇明治 31 年 府県制による県会

議員定数が 36 人となり、4 年の任期で全員改選となりました。権限では、議決などの知事認可が原則的に不要となり、組織上では常置委員にかわり参事会が置かれました。

◇昭和 22 年 地方自治法による県議会

地方自治法の施行により現在の県議会が設置されました。議員定数は 59 人でした。

◇昭和 29 年 現議場による初議会

昭和 29 年 9 月定例会から、現在の議場が使われました。

◇昭和 53 年 県議会百年

民会規則による県会開設から 100 周年となり、県議会 100 年記念式典が執り行われ、現在の資料展示室や県議会の森が整備されました。

期 間	民会規則時代	府県会規則時代	府県制時代	地方自治法	現 在
	明治 11 年 6 月	明治 12 年～明治 23 年	明治 23 年～昭和 22 年	昭和 22 年～昭和 62 年	昭和 62 年～
県会議場	西蓮寺(福島市置賜通) ※民会規則による県会は 1 回だけ開会し、府県会規則時代に移る。	明治 12 年 西蓮寺 明治 13 年 県庁 明治 15 年 県会議事堂 (杉妻町)	明治 34 年 3 月 福島県会議事堂 (杉妻町)	福島県会議事堂 (昭和 29 年まで) 昭和 29 年 8 月 県庁内 福島県議会議事堂	県庁内 福島県議会議事堂
議員数	68 人	62 人	人口による変動 主な年の議員数 明治 31 年 36 人 大正 4 年 40 人 昭和 14 年 44 人	昭和 22 年 59 人 26 年 61 人 42 年 60 人 50 年 59 人 58 年 58 人	昭和 62 年 60 人 平成 15 年 58 人
任 期	2 年 1 年で半数交代	4 年 2 年で半数交代	4 年 2 年で半数改選 明治 32 年以降 4 年で全員改選	4 年 全員改選	4 年 全員改選 (平成 23 年、東日本大震災により 11 月 19 日まで任期延長)
資 格	① 250 円以上の不動産を有する ② 500 円以上の動産を有する ③ 25 歳以上の男子	① 地租 10 円以上納め ② 本籍を 3 年以上定め ③ 25 歳以上の男子	① 直接税(国税) 10 円以上 ② 1 年以上居住 ③ 25 歳以上の男子 ※大正 15 年、納税要件を廃し、30 歳以上の男子	① 25 歳以上の男女 ② 3 ヶ月以上居住 (昭和 25 年 4 月まで 6 ヶ月以上)	① 25 歳以上の国民 ② 3 ヶ月以上居住

権 限	(提案議案) ① 国道線築造の件 ② 消防組設置並費用の件 ③ 凶荒予備方 ④ 県会費用割賦方	① 地方税で支弁する経費の予算及び徴収方法を定める ② 決算報告を受ける ③ 政府に建議する ④ 議事細則を制定する	① 歳入歳出予算の決定 ② 県税の賦課徴収方法 ③ 不動産の売買 ④ 決算の認定等 ※昭和4年、議員に発案権、意見提出権が認められる。	① 議決権(条例の制定、改廃、予算の決定、決算の認定) ② 選挙権 ③ 検査権 ④ 監査請求権 ⑤ 意見書提出権 ⑥ 調査権 ⑦ 請願受理権等	同 左
委員会		常置委員会	参事会	地方自治法施行当時は委員会数に制限なし(7~12委員会) 人口100万人以上250万人未満の県は6委員会と法定(昭和31年)	人口に応じた委員会数の制限が廃止(平成12年) 常任委員会(6委員会)

2 構 成

(1) 議長及び副議長

議 長 渡 辺 義 信 (自由民主党)

副議長 佐 藤 政 隆 (自由民主党)



渡辺義信議長



佐藤政隆副議長

(2) 選挙区別、党派別、所属委員会別等議員名簿

(令和3年12月1日現在)

選挙区	定数	氏 名	年齢	期別	所属党派	所属常任委員会
福 島 市	8	西 山 尚 利	56	4	自由民主党	総務委員会
		高 橋 秀 樹	56	4	県民連合	土木委員会
		宮 本 しづえ	69	3	日本共産党	商労文教委員会
		紺 野 長 人	66	3	県民連合	企画環境委員会
		佐 藤 雅 裕	55	3	自由民主党	商労文教委員会
		大 場 秀 樹	52	2	県民連合	総務委員会
		伊 藤 達 也	51	2	公明党	企画環境委員会
		渡 邊 哲 也	45	1	自由民主党	商労文教委員会(副)
会津若松市	4	宮 下 雅 志	66	4	県民連合	企画環境委員会
		渡 部 優 生	60	2	県民連合	総務委員会
		佐 藤 義 憲	46	2	自由民主党	商労文教委員会(正)
		佐 藤 郁 雄	58	1	自由民主党	企画環境委員会(副)
郡 山 市	10	佐 藤 憲 保	67	7	自由民主党	土木委員会
		神 山 悦 子	66	6	日本共産党	土木委員会
		長 尾 トモ子	73	5	自由民主党	福祉公安委員会
		今 井 久 敏	68	4	公明党	商労文教委員会
		山 田 平 四 郎	68	3	自由民主党	総務委員会
		佐 久 間 俊 男	66	3	県民連合	福祉公安委員会

選挙区	定数	氏名	年齢	期別	所属党派	所属委員会
郡山市	10	椎根健雄	44	3	県民連合	商労文教委員会
		山口信雄	55	1	自由民主党	福祉公安委員会(副)
		鈴木優樹 (欠員)	37	1	自由民主党	福祉公安委員会
いわき市	10	青木稔	76	9	自由民主党	企画環境委員会
		西丸武進	77	7	県民連合	総務委員会
		宮川えみ子	75	4	日本共産党	農林水産委員会
		古市三久	73	4	県民連合	農林水産委員会
		矢吹貢一	66	3	自由民主党	農林水産委員会
		安部泰男	64	3	公明党	福祉公安委員会(正)
		鈴木智	48	3	自由民主党	土木委員会
		吉田英策	62	2	日本共産党	企画環境委員会
		坂本竜太郎	41	2	自由民主党	総務委員会(副)
真山祐一	40	1	公明党	農林水産委員会		
白河市・ 西白河郡	3	満山喜一	70	5	自由民主党	商労文教委員会
		渡辺義信	58	5	自由民主党	(議長)
		三村博隆	51	2	県民連合	商労文教委員会
須賀川市 ・岩瀬郡	3	宗方保	73	6	県民連合	農林水産委員会
		水野透	54	1	自由民主党	土木委員会(副)
		渡辺康平	36	1	自由民主党	商労文教委員会
喜多方市 ・耶麻郡	2	瓜生信一郎	72	9	県民連合	商労文教委員会
		江花圭司	46	1	自由民主党	農林水産委員会(副)
相馬市 ・相馬郡 新地町	1	荒秀一	70	2	県民連合	福祉公安委員会
二本松市	2	遊佐久男	62	3	自由民主党	福祉公安委員会
		高宮光敏	50	2	自由民主党	企画環境委員会(正)
田村市 ・田村郡	2	先崎温容	47	3	自由民主党	総務委員会(正)
		三瓶正栄	60	2	県民連合	土木委員会
南相馬市 ・相馬郡 飯舘村	2	太田光秋	53	6	自由民主党	総務委員会
		高野光二	69	3	県民連合	土木委員会
伊達市 ・伊達郡	3	亀岡義尚	58	5	県民連合	福祉公安委員会
		佐々木彰	56	2	自由民主党	農林水産委員会(正)
		大橋沙織	30	1	日本共産党	総務委員会
本宮市 ・安達郡	1	佐藤政隆	68	4	自由民主党	福祉公安委員会
南会津郡	1	星公正	68	3	自由民主党	企画環境委員会
河沼郡	1	小林昭一	69	3	自由民主党	企画環境委員会
大沼郡	1	山内長	60	1	自由民主党	土木委員会
東白川郡	1	宮川政夫	62	2	自由民主党	土木委員会(正)
石川郡	1	円谷健市	67	3	県民連合	企画環境委員会

選挙区	定数	氏名	年齢	期別	所属会派	所属委員会
双葉郡	2	吉田栄光	57	5	自由民主党	農林水産委員会
		橋本徹	46	2	県民連合	農林水産委員会
計 19選挙区	58		平均 58.9			

※所属会派欄の自由民主党は「自由民主党福島県議会議員会」、県民連合は「福島県議会県民連合議員会」、日本共産党は「日本共産党福島県議会議員団」、公明党は「公明党福島県議会議員団」を示します。(以下同様)

※所属委員会の(正)は委員長、(副)は副委員長を示します。

※期別・年齢別(降順)で掲載しています。

(3) 会派別当選回数別議員数

(令和3年12月1日現在) 単位:人

当選回数 会派名	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	9回	計
自由民主党	8(0)	5(0)	8(0)	2(0)	4(1)	1(0)	1(0)	1(0)	30(1)
県民連合	0(0)	6(0)	5(0)	3(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	18(0)
日本共産党	1(1)	1(0)	1(1)	1(1)	—	1(1)	—	—	5(4)
公明党	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	—	—	—	—	4(0)
計	10(1)	13(0)	15(1)	7(1)	5(1)	3(1)	2(0)	2(0)	57(5)

()は女性議員で内数

(4) 年齢別議員数

(令和3年12月1日現在) 単位:人

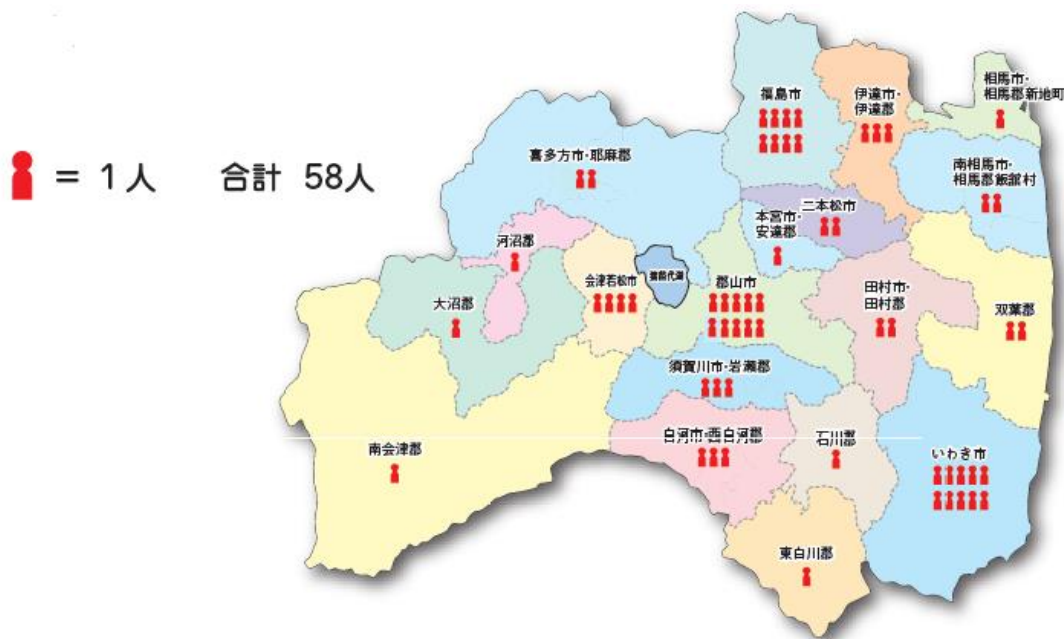
年齢	人数	年齢	人数
35歳未満	1(1)人	60歳以上65歳未満	7(0)人
35歳以上40歳未満	2(0)人	65歳以上70歳未満	14(2)人
40歳以上45歳未満	3(0)人	70歳以上75歳未満	6(1)人
45歳以上50歳未満	6(0)人	75歳以上	3(1)人
50歳以上55歳未満	6(0)人		
55歳以上60歳未満	9(0)人	合計	57(5)人

()は女性議員で内数

(5) 議員一人当たり人口

推計人口(令和3年9月1日現在)	1,814,512人
議員定数	58人
議員一人当たり人口	31,285人
選挙区数	19選挙区

(6) 県議会議員選挙区別定数



3 議会の招集とその会期

(1) 定例会

定例会の回数は年4回で、2月、6月、9月、12月に招集されます。なお、やむを得ない場合は、これによらないことができるとされています。

(2) 臨時会

臨時会は、知事が必要と認めたとき、また、議長から議会運営委員会の議決を経て会議に付議すべき事件を示して請求があったとき、及び議員定数の4分の1以上の議員から付議すべき事件を示して請求があったときに、あらかじめ事件を告示して招集されます。

最近では、次の臨時会が招集されました。

平成25年11月13～14日 東日本大震災対策

平成29年10月30日 常任委員・委員長及び副委員長の選任

議会運営委員・委員長及び副委員長の選任

令和2年5月4～5日 緊急経済対策（新型コロナウイルス感染症拡大防止対策）

令和2年11月30日 職員給与改定、立皇嗣の礼に関する賀詞奉呈決議

令和3年5月15日 緊急経済対策（新型コロナウイルス感染症拡大防止対策）

令和3年8月12日 緊急経済対策（新型コロナウイルス感染症拡大防止対策）

令和3年11月29日 職員給与改定

(3) 議会の会期

会期は、会期の初めに議会の議決で決めますが、会議規則でおおむね毎会計年度の当初予算を審議する定例会は 30 日、その他の定例会は 15 日、臨時会は 5 日と定められています。

4 委員会等

(1) 常任委員会

県の仕事は非常に幅が広く複雑になっており、これらを専門的に効率よく審査・調査するために常任委員会が設けられています。各常任委員会の名称、所管事項及び定数は次のとおりです。

なお、委員の任期は 2 年と定めています。

名 称	定数	所 管 事 項
総務委員会	10 人	1 総務部、危機管理部及び出納局の分掌に属する事項 2 選挙管理委員会、人事委員会及び監査委員の所管に関する事項 3 他の常任委員会の所管に属さない事項
企画環境委員会	10 人	企画調整部及び生活環境部の分掌に属する事項
福祉公安委員会	9 人	1 保健福祉部の分掌に属する事項 2 病院局の所管に関する事項 3 公安委員会の所管に関する事項
商労文教委員会	10 人	1 商工労働部の分掌に属する事項 2 企業局の所管に関する事項 3 教育委員会及び労働委員会の所管に関する事項
農林水産委員会	9 人	1 農林水産部の分掌に属する事項 2 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の所管に関する事項
土木委員会	10 人	1 土木部の分掌に属する事項 2 収用委員会の所管に関する事項

(2) 議会運営委員会

地方自治法及び福島県議会委員会条例に基づき、議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項に関する調査を行い、議案、陳情等の取り扱いを協議するため設置しています。

(3) 特別委員会

特別委員会は、必要の都度議会の議決により設置されるものですが、毎年、決算が議会に提出される定例会には決算審査特別委員会を設置しています。

また、令和元年12月定例会で「避難地域復興・創生等対策特別委員会」、「災害に強い県づくり特別委員会」及び「少子高齢化・人口減少対策特別委員会」の3つの調査特別委員会を設置しています。

(4) その他（主な協議調整等の場）

ア 代表者会議

代表者会議は、議員5人以上の交渉会派の代表者1名と正副議長で構成し、議長が必要と認めた事項を協議します。必要に応じ議長が招集し、会議を主宰します。

イ 各派交渉会

各派交渉会は、正副議長と各会派の役員で構成し、議会の組織構成又は議会の運営について、協議又は調整を行います。必要に応じ議長が招集し、会議を主宰します。

ウ 総括審査会

総括審査会は、本会議又は常任委員会で論議が尽くせなかった問題、2つ以上の常任委員会にまたがる問題等について審査するため、常任委員会の全委員が出席して行う本県独自の制度です。

昭和52年7月定例会に発足し毎定例会で実施していましたが、昭和59年9月定例会から2月と9月定例会、平成9年2月定例会から2月定例会のみ、平成24年2月定例会からは2月と9月定例会で実施しています。

エ 広報委員会

平成13年2月の議会改革検討委員会の最終報告を受けて、「議会広報の充実強化」を目的に同年3月設置しました。委員会は、新聞広報「県議会ふくしま」（年4回）の編集発行や、福島県議会ホームページによる情報発信のほか、テレビ広報、ラジオ広報、SNS広報、その他の広報全般にわたって協議調整、調査研究を行い、議会の活動について広く県民に広報しています。

オ 情報公開審査会

福島県議会情報公開条例に基づき、請求のあった公文書に係る開示決定等について、行政不服審査法の規定による審査請求があったときに、議長の意見の求めに応じ審査請求について調査を行うため、設置しています。

カ エネルギー政策議員協議会

エネルギー政策について協議するとともに、エネルギー問題に関する情報を提供し、県民のエネルギー政策に対する理解の促進を図るため、平成13年12月18日各派交渉会の了承のもとに設置しました。議長、副議長及び委員12人で構成し、必要に応じて会長である議長が招集し、会議を主宰します。

キ 政務活動費検討会

福島県議会政務活動費に関する検討委員会より「政務活動費に関する検討委員会報告書」が議長に提出され、平成25年3月6日の各派交渉会の了承のもとに設置しました。政務活動費の使途、透明性の確保に関すること等について検討を行い、「福島県政務活動費の交付に関する条例」の適正な運用を図ります。

5 議会(本会議)の運営

(1) 会議時間

会議は午後1時に開き、午後5時に閉じることになっていますが、議会の議決による時、または議長が必要と認めたときは、あらかじめ宣告して変更することができます。

(2) 議事日程

議長は、あらかじめ議会運営委員会に諮問し、その決定に基づき議事を進めます。議事日程は開議前に議員に配付します。

(3) 説明のための出席者

議場への出席者はあらかじめ執行機関に要求しており、通常、各種委員(会)の委員長、各部局長及び各種委員会の事務局長、知事公室長、総務部政策監、総務部総務課長及び総務部主幹が出席します。

(4) 議案の発議

議員提出議案は、(1)条例案・その他 (2)決議案 (3)意見書案の区分がありますが、提出に当たっては各派交渉会または議会運営委員会を調整の場として、議長を発議代表者とする全議員提出または各派代表者名による共同提出等が多くなっています。

(5) 発言

発言は、原則として文書による通告制をとっています。

質問、質疑は通常一括して行い、代表質問（交渉会派）及び一般質問に区分し、関連質問は許さないことが例となっています。

質問の時間及び順序は、議会運営委員会で決定しますが、おおむね次の例によっています。

順序：代表質問は、2月及び改選後最初の定例会は所属議員の多い会派から、他の定例会は輪番制で行い、一般質問は毎定例会、所属議員の多い会派から行っています。

時間：代表質問は、2月定例会は1時間以内（追加代表質問は30分以内）、他の定例会は30分以内で、一般質問は20分以内（ただし2月定例会は、各諸派1人に限り30分以内）、再質問は5分以内で2回までとしています。

緊急質問は、議会運営委員会に諮ったうえ、議会の同意を得て行います。

討論は、最初に反対者、次に賛成者とし、なるべく交互に発言させ、同一議員が同一議題について1回しかできません。討論時間は20分以内で行うのを例としています。

(6) 議案の付託

議案は、提出者の説明、質疑の後、議長が所管の常任委員会に付託するか、議会の議決で特別委員会に付託します。

なお、提出者の説明、委員会への付託は、議会の議決により省略することができ、全議員提出によるものについてはすべてこの例によっています。

(7) 少数意見

委員会で廃棄された少数意見で1人以上の賛成があったものは、少数意見として留保することができます。また、少数意見者はその意見を本会議に報告することができます。

6 委員会の運営

(1) 開会中の運営

委員会は開会中に、付託された議案、請願を審査します。議案のうち予算案は部門ごとに分割して付託され、条例案その他の議案はそれぞれの所管委員会に付託されます。

なお、議案は付託表により、請願は請願文書表により付託されます。また、委員会の議事は委員長の主宰により運営され、会議の状況は委員会担当書記が要点筆記により記録します。

(2) 閉会中の活動

閉会中は、議会の議決により継続審査及び継続調査をすることとされた事件について、委員会を開き審査及び調査を行います。

7 総括審査会の運営

- (1) 審査会は、全常任委員が出席して行うものとし、2月定例会において2日間、9月定例会において1日開きます。
- (2) 審査会に常任委員長の中から互選された委員長及び副委員長各1人を置きます。
- (3) 審査会の円滑な運営を図るため、委員長、副委員長及び各会派から推薦された理事7人で構成する理事会を置いています。
- (4) 質問者の数、順序及び時間については、委員長があらかじめ理事会に諮って決定します。
- (5) 質問は一問一答形式により行い、関連質問は同一会派に限り、質問者の持ち時間の範囲内で許可することができます。

8 会議録

(1) 本会議

次の事項を記載しています(議事の経過等は録音データ反訳により記録)。

- ア 会期及び会議日程
- イ 議員の席次
- ウ 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日
- エ 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- オ 出席及び欠席の議員氏名
- カ 説明のため出席した者の職氏名
- キ 議会事務局職員
- ク 議事日程
- ケ 会議に付した事件
- コ 議長の諸報告
- サ 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- シ 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- ス 選挙の結果
- セ 議事の経過
- ソ その他議長において必要と認めた事項

(2) 委員会

次の事項を記載しています（議事の経過等は要点筆記により記録）。

- ア 開会日時
- イ 場所
- ウ 会議に付した事件
- エ 出席及び欠席委員の氏名
- オ 出席した事務局職員の職氏名
- カ 説明のため出席した者の職氏名
- キ 開会、閉会、休憩の日時
- ク 議事の経過
- ケ 付託議案一覧、付託新規請願一覧

9 請願・陳情

(1) 請願

請願書は、議員の紹介により提出されますが、当該定例会で審議される請願の受理期限は、定例会開会日の午後5時までとしています。請願は委員会の審査報告に基づき本会議で採否の決定がなされ、採択された請願（意見書等の提出を求める請願を除く）は、知事又は教育委員会若しくは公安委員会等の行政委員（会）に送付し、その処理状況について報告を求めています。

また、意見書等の提出を求める請願については、採択後議会において意見書を国等へ提出しています。

(2) 陳情

陳情書は、本会議の議題とならず、委員会限りで処理されます。議員の紹介は不要です。当該定例会の委員会に配付される陳情の受理期限は、議案の委員会付託日（通常、委員会初日の前の本会議開催日）の前日の正午までとしています。

(3) 請願書等の提出部数

請願書（陳情書）は、原則として1事件1請願（陳情）とし、1通の提出を求めています。

10 会議の傍聴

(1) 本会議の傍聴

県議会の本会議は、どなたでも傍聴することができます（傍聴席は222席で先着順です）。

傍聴を希望する方は、本会議の当日、本庁舎 1 階東玄関の受付で申請するか、または議員の紹介により傍聴券の交付を受けることが必要です（本会議は、通常午後 1 時に開会、その 30 分前から入場できます）。なお、補聴器を使用している方は、音声聞き取りやすくなっているフラットループ席が傍聴席の一部に設置してありますので、詳細は係員に御確認ください。また、手話通訳を希望する方は、通訳者手配の都合上事前に傍聴予定日をお知らせください。

(2) 総括審査会の傍聴

総括審査会は、どなたでも傍聴することができます（傍聴席は 222 席で先着順）。

傍聴を希望する方は、審査会の当日、本庁舎 1 階東玄関の受付で申請するか、または委員の紹介により傍聴券の交付を受けることが必要です（総括審査会は、議場で通常午前 10 時 30 分に開会、その 30 分前から入場できます）。その他本会議と同様です。

(3) 委員会の傍聴

常任、調査特別及び議会運営の各委員会は、どなたでも傍聴することができます。

手続は傍聴申出書に住所、氏名等の必要事項を記入し、提出することが必要です。委員会の当日、本庁舎 3 階南側議会事務局議事課で開始 1 時間前から受け付けます（常任委員会は通常午前 11 時に開会、その 10 分前から入室できます）。なお、傍聴席の定員は各委員会 15 名（議会運営委員会は 10 名）で先着順ですが、受付開始時点で定員を超える場合は抽選となります。

【委員会傍聴手続の流れ】

○委員会傍聴申出書提出（議会事務局議事課）

↓

○傍聴章受領

↓

○委員会傍聴（傍聴章着用）

↓

○傍聴章返還

(4) その他の会議の傍聴

その他、全員協議会や議会内組織の会議については傍聴できる場合がありますので、事務局議事課（TEL 024-521-7608）にお問い合わせください。

(5) 傍聴時託児サービス

子育て世代が子供連れで、より安心して議会の傍聴ができるよう、傍聴時託児サービスが利用できます。

県庁内保育所「けやきの子」一時預かりの空き状況を確認し、託児サービスを行うもので、満1歳以上の未就学児を対象とし、1日2人までです。

託児サービスの利用を希望する場合は、傍聴を希望する本会議等の日の2日前（土、日及び休日を除く）までに申込みを行ってください（傍聴希望日の前月の26日から受付）。

詳しくは、事務局議事課（TEL 024-521-7608）にお問い合わせください。

11 情報公開

(1) 目的

議会における情報公開の積極的な推進を図ることにより、県民の議会への理解と県政への参加を促進し、広く開かれた議会を実現することを目的として、議会の独自条例により定めたものです。

(2) 公布日及び施行日

平成13年3月27日公布 平成13年10月1日施行

(3) この制度の対象となる公文書

平成13年10月1日以後に議会の事務局の職員が職務上作成し、又は取得した文書や図画及び電磁的記録で、事務局の職員が組織的に用いるものとして、議会が保有しているものが対象になります。

(4) 公文書の開示を請求できる方

県内に住んでいる方に限らず、どなた（どの団体）でも請求することができます。

(5) 請求から開示までの手続き

① 請求の方法

開示請求は、議会事務局の情報公開窓口（総務課）で、「開示請求書」に必要事項を記入し、提出をすることにより行います。

なお、郵送、FAX、電子申請による請求もできます（開示請求書様式、電子申請は福島県議会ホームページを参照）。

② 不開示情報

議会の保有する公文書は、次のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、開示することとしています。

ア 法令又は他の条例の規定により公にすることができないもの

- イ 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの
- ウ 法人等の生産、販売、経理等事業に関する情報で、事業活動上の利益を害するおそれがあるもの
- エ 公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの
- オ 議会などの審議、協議、検討に関する情報で、率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの
- カ 議会などの事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- キ 議会の会派又は議員の活動に関する情報で、これらの活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

③ 開示・不開示の決定

開示するかどうかの決定は、請求書を受け付けた日から 15 日以内に行います。開示する場合はその旨及び開示する日時・場所を、開示しない場合はその旨及び開示しない理由を、書面で請求者に通知します。

なお、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、決定期間を延長することができます。

④ 開示の実施

公文書の開示は、決定通知書によりあらかじめ指定した日時・場所において、公文書の閲覧又は写しの交付などの方法により行います。

⑤ 費用の負担

公文書の閲覧・視聴は無料ですが、写しの交付やフロッピー等の提供を受ける場合は、交付に要する費用を負担していただくこととなります。

(6) 審査請求があった場合の手続

請求のあった公文書に係る開示決定等について、行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、福島県議会情報公開審査会に意見を求め、その意見を尊重して審査請求に対する裁決を行います。

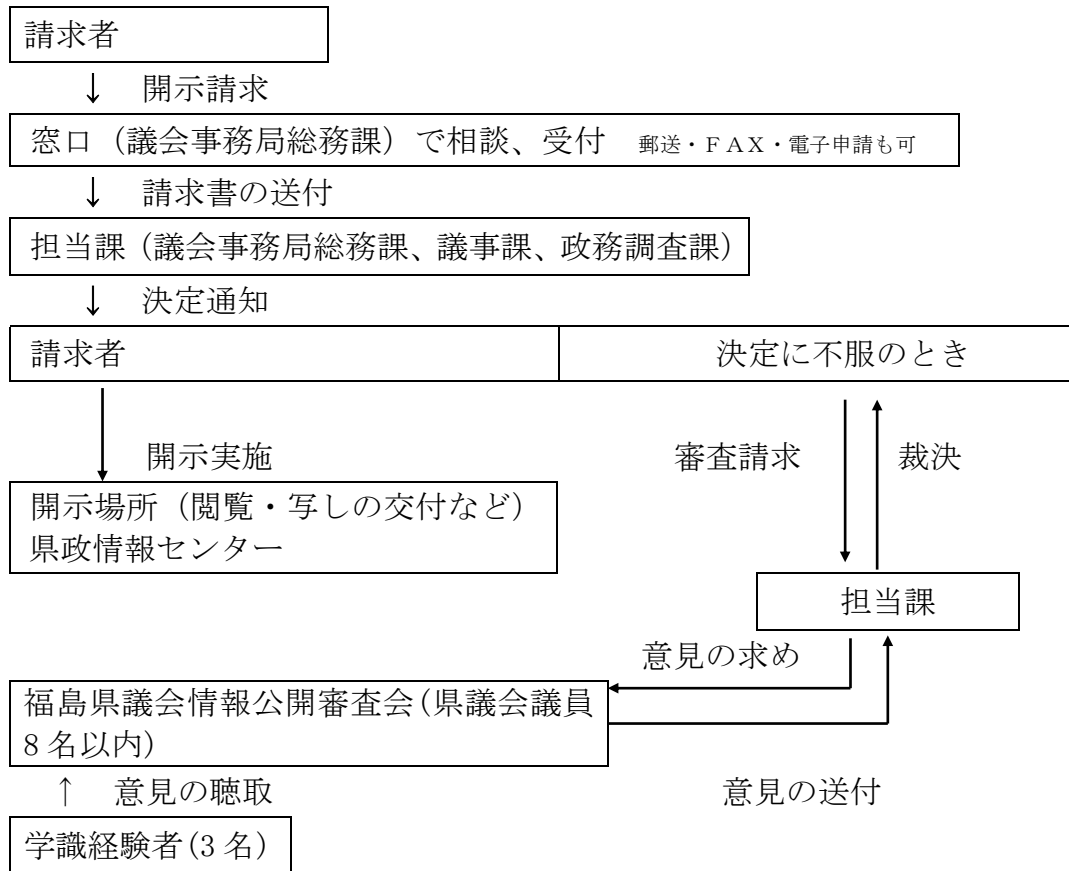
<福島県議会情報公開審査会>

- ・審査請求について調査を行います。
- ・委員（議会の議員）8 人以内で組織します。
- ・調査を行うときは、学識経験者の意見を聴かなければなりません。

(7) 総合的な情報公開の推進について

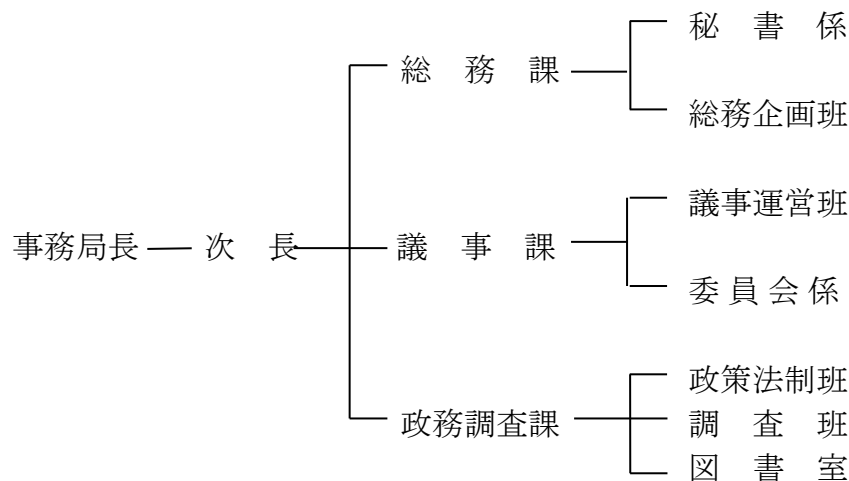
議会では、公文書の公開と併せて、より一層の会議の公開及び情報提供の充実を図ることにより、総合的な情報公開の積極的な推進に努めています。

公文書開示手続きの流れ



第2章 事務局

1 機 構



2 事務分掌

課 名	分 掌 事 務
総務課	議長、副議長の秘書に関すること 局内の組織・定数に関すること 式典、儀礼に関すること 議員の栄典、褒章、表彰及び履歴事項に関すること 議員の報酬・期末手当及び職員の給与に関すること 公務災害補償に関すること 予算・決算及び経理に関すること 政務活動費に関すること 議員の海外行政調査に関すること 公用車の管理に関すること 局内の企画調整に関すること 議会情報公開に関すること 議員勉強会に関すること
議事課	本会議の運営に関すること 各派交渉会（代表者会議を含む）に関すること 議会運営委員会に関すること 会議録に関すること 傍聴に関すること 総括審査会（理事会を含む）に関すること 議員定数に関すること 議会広報に関すること 常任委員会に関すること 請願・陳情に関すること 決算審査特別委員会に関すること
政務調査課	議員提案政策条例に関すること 法制審査に関すること 会派の政調会に関すること

全国都道府県議会議長会等各種議長会に関すること 議会図書室に関すること 意見書及び決議に関すること 調査特別委員会に関すること 常任委員会関係行政事務の調査に関すること 受託調査、自主調査に関すること 議会資料に関すること 会議録検索システムに関すること 調査業務の情報化に関すること
--

3 事務局職員の定員・現員一覧

(令和3年12月1日現在、単位：人)

区分 課別	定員	現員	現員の内訳	
			事務	運転手
局長	1	1	1	—
次長	1	1	1	—
総務課	12	12	9	3
議事課	11	10	10	—
政務調査課	11	11	11	—
計	36	35	32	3

4 主な刊行物

名称	主な内容	発行回数
1 会議録	本会議の経過及び結果	各定例会及び臨時会ごと
2 委員会報	常任・特別委員会の記録、付託議案一覧、請願審査の結果、総括審査会の記録（2月、9月定例会のみ）、その他	各定例会ごと（一般選挙後に議員を紹介する議会報を別途発行）
3 議会資料	主要法令の制定改廃状況、各省庁の地方行政に関する主要施策、地方行財政に関連する国の各種審議会等の答申内容並びに本県及び他自治体に係る地方行財政に関する事項等	随時
4 議会年報	議員名簿、定例会の概要、本会議質問者一覧、請願の処理状況、委員会等の活動、委員会等委員名簿、その他	年1回

5 図書室の蔵書数

(令和3年3月末日現在)

分類	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	技術	産業	芸術	言語	文学	計
冊数 (冊)	1,016	236	2,354	8,520	724	1,373	1,461	478	315	1,171	17,648
構成比 (%)	5.8	1.3	13.3	48.3	4.1	7.8	8.3	2.7	1.8	6.6	100.0

福島県の沿革
境域・位置
人口・世帯数
議会広報のお知らせ

福島県の沿革

上古、日高見の国といわれていた東北地方は、蝦夷のすみかであり、大和朝廷は白河、菊多（後の勿来）の関を築いて、その南下を防いでいた。しかし次第に大和朝廷の勢力が浸透し、「国造本記」によると成務天皇の5年に、石城、染羽（後の双葉）、浮田（後の相馬）、白河、阿尺（あさか）などに国造が置かれたとあり、大化改新の後（大化2年、AD. 646年）国郡制が施行されて、東北地方に道奥国が置かれた。和銅2年（AD. 709年）には、そのうち12郡を分けて出羽国が置かれ、明治元年12月に、岩代、磐城、陸前、陸中、陸奥、羽前、羽後に分けられるまでの1,200年近く、東北の広大な山野は、陸奥、出羽の二国に大別されたままであった。

本県には旧石器文化遺跡をはじめ、縄文、弥生、古墳文化遺跡等が数多く分布し、さらに7世紀末の白鳳期の埴仏が白河の借宿廃寺跡から発見されるなど、当時すでに仏教文化が入ってきていたと推定され、奈良、平安期には目にもあざやかな文化の花が咲き、荘厳な仏像や、勝常寺（会津）、大蔵寺（福島）、白水阿弥陀堂（いわき）などの優れた仏閣等が残されている。

文治5年（AD. 1189年）源頼朝の奥州征伐により、北方の雄、藤原氏が滅び、鎌倉御家人の伊達、伊東、結城、芦名、相馬氏等が新しい封建領主となったが、鎌倉幕府が衰えると、南北朝動乱期を経て豪族割拠の戦国時代に入った。

群雄のうち伊達氏は四周に威を張り、政宗の代に至って本県の大半を制したが、豊臣秀吉に屈して、その武将、蒲生氏郷が会津の領主となり、のち上杉氏がこれに代わった。

徳川時代に入ると、北方の押えとして、会津、白河に親藩を配置し、福島、二本松、棚倉、三春、平、相馬などに大名が置かれ、県内は、幕領、藩領、飛地が錯綜して、領主の更迭、俸禄の増減が頻繁に行われた。

慶応3年10月、大政奉還が行われ、錦の御旗を楯とする西南諸藩は、江戸を制圧した余勢を駆って東北に迫った。京都守護職を辞して、本領の会津に退いていた松平容保とこれに同調する東北諸藩は、奥羽越列藩同盟を組織して抵抗したが、慶応4年5月1日の白河城をはじめとして次々と落城降伏し、同年9月22日に会津藩が降伏したのを最後に、会津白虎隊・娘子軍や二本松少年隊の悲劇を生んだ本県の戊辰戦争は終結した。

明治2年6月、諸藩主は藩籍を奉還して藩知事に任命される一方、斗南藩に移封された会津藩の旧領地などに、若松、福島及び白河の3県が置かれた。

明治4年7月14日に廃藩置県が行われ、その後統合・改称等が繰り返され、明治9年8月21日に、若松県・磐前県・福島県の3県が統合されて、ほぼ現在の姿の福島県が成立した。

明治30年には郡制施行により、県内17郡に郡役所が置かれたが、大正12年3月の郡制廃止により姿を消した。

県制は明治31年から施行され、市制は明治32年に県内で初めて若松市に施行された。

県内の市町村は、明治19年末で93町1,638村であったが、大合併の結果、明治22年4月1日には21町392村となった。

その後、昭和 28 年 10 月 1 日から全国的に推進された市町村合併等により 90 市町村となり、平成 16 年から始まった「平成の大合併」により平成 21 年 6 月 1 日現在の市町村数は 59（13 市 31 町 15 村）となっている。

境域・位置

東北地方の最南端に位置し、東は太平洋に面する海岸線で、南は茨城・栃木の両県、西南の一部が群馬県、西は大部分を新潟県、北は宮城・山形の両県に隣接している。

県土面積は、13,782.75 km²、東西約 166 km、南北約 133 km で北海道、岩手に次いで全国第 3 位の広さを有する。

人口及び世帯数

戦前約 160 万人台だった人口は、戦後の引き揚げ、第 1 次ベビーブームなどから急増し、昭和 23 年に 200 万人を超え、32 年には 209 万 9,700 人と第 1 次のピークを迎えた。その後、就職や進学による若年層の首都圏への流出により、昭和 47 年には 192 万 7,900 人と減少が続いた。しかしこれを底に U ターン、第 2 次ベビーブーム等から増加に転じ、昭和 53 年には 200 万人を回復、平成 7 年国勢調査では、213 万 3,592 人と過去最高となり、その後平成 9 年をピークにして、少子化による自然減、転入者の落ち込みにより減少に転じ、平成 17 年国勢調査で 209 万 1,319 人と 210 万人を割り込み、平成 22 年国勢調査では 202 万 9,064 人、平成 27 年国勢調査では東日本大震災・原子力発電所事故の影響もあり、200 万人を割って 191 万 4,039 人まで減少した。その後の令和 2 年国政調査でも減少傾向は続き、戦後最小の 183 万 4,198 人にまで落ち込んだ。

世帯数は、平成 12 年の国勢調査では 68 万 7,828 世帯、平成 17 年では 70 万 9,644 世帯、平成 22 年では 72 万 794 世帯、平成 27 年では 73 万 7,598 世帯、令和 2 年では 74 万 1,400 世帯となっている。人口の増減にかかわらず世帯数が増加し続けている反面、一世帯当たりの人員は減少を続け、平成 17 年の国勢調査では、一世帯当たり人員は 2.9 人、平成 22 年では 2.8 人、平成 27 年では 2.6 人、令和 2 年では 2.5 人となっている。

議会広報のお知らせ

県議会では、議会内に組織された「広報委員会」により、県民への様々な広報活動を行っています。

新聞広報

「県議会ふくしま」（福島民報、福島民友）

各定例会の本会議における主な質疑の内容、可決された国への意見書、採択した請願、委員会の活動、その他の議会の動き等について新聞広告でお知らせしています。

※ 掲載日（通常、定例会終了後3～4週間後の日曜日）は、ホームページ等によりお知らせします。

インターネット広報

「福島県議会ホームページ」

平成12年10月開設。県議会ニュース、議員名簿、各種手続きのご案内、議会のあらまし、定例会等結果、会議録、委員会活動、議会中継（実況・録画）などを掲載しています。

平成13年6月定例会からは議会中継を開始し、インターネットで本会議、総括審査会等の様子が見られるようになりました。令和2年6月定例会からは手話通訳が付いた映像を流しています。スマートフォンやタブレット端末からでもご覧いただけます。

「福島県議会ホームページ」のアドレス

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/gikai/>



ホームページや広報委員会、あるいは議会広報へのメールアドレス

gikaikoho@pref.fukushima.lg.jp

ラジオ広報

「県議会中継」（ラジオ福島）

各定例会開会日と代表質問を実況中継します。

テレビ広報

各定例会における議会の活動や議会の仕組み等を、わかりやすく紹介する企画番組（30分、県内民放テレビ局）を、各定例会終了後1～2週間後に放送します。

※ 放送時間は、スポット放送やホームページ等によりお知らせします。

障がい者向け広報

「県議会ふくしま声のたより」

新聞広報「県議会ふくしま」の内容をCD（またはカセットテープ）に録音し、視覚障がい者の方や図書館、福祉事務所などに配付しています。

SNS等広報

「福島県議会フェイスブック」

…議会の動きやトピックスなどをお知らせしています。

<http://www.facebook.com/fukushimakengikai>



「ユーチューブ（YouTube）福島県議会公式チャンネル」

…定例会の録画動画とテレビ広報番組の録画を配信しております。

<https://www.youtube.com/channel/UCSfabvdAekyHNxlbv67Y3sg>



その他の広報

「福島県議会の概要」…当冊子です。他県から調査に来られた場合や、議会の詳細な説明資料として利用しています。

「わたしたちの県議会」…主に傍聴に来られた方や議会見学の小中学生向けに作成しているパンフレットです。議会の仕組みをわかりやすく解説しています。

「選挙区別議員紹介」…主に傍聴に来られた方に配布しているチラシです。選挙区別に議員の氏名及び顔写真をカラーで掲載しています。

「県議会ふくしま-TSUNAGU-」…主に傍聴に来られた若年層の方への配布や県内の高校、大学等へ送付しているパンフレットです。新聞広報をベースとし、議会の役割や活動などを掲載しています。（不定期発行）

※ 「広報委員会」への御意見は、先述のメールアドレス又は電話
024-521-7608、FAX024-521-7965（議会事務局議事課議事運営班内）ま
でお気軽にお寄せください。

<p>県章</p>		<p>この県章は、福島県のかしら文字「ふ」の字を図案化したもので、県民の融和と団結を表し、県勢の着実な前進を象徴するものです。</p> <p>明治100年記念行事の一環として、昭和43年10月23日制定されました。</p>
<p>県の花</p>	<p>ネモトシャクナゲ</p> 	<p>北海道から本州北中部の高山帯、亜高山帯に分布するツツジ科の常緑低木。福島県では、吾妻山、安達太良山に群生しています。高さは1～3メートルで、花は白または淡紅色。</p> <p>昭和29年3月22日NHK開局29周年記念特別番組のなかで、福島県の「郷土の花」として発表されました。</p>
<p>県の鳥</p>	<p>キビタキ</p> 	<p>4月から10月にかけて渡来し、低山帯から上部の落葉広葉樹のうっそうとした自然林に好んで生息しています。オスはオレンジ、黒、黄色をおび、美しい声で鳴きます。</p> <p>昭和40年5月10日公募により選定されました。</p>
<p>県の木</p>	<p>ケヤキ</p> 	<p>北海道と九州の一部を除く日本全土に分布し、福島県内にも広く分布しているニレ科の落葉高木です。陽のあたる場所を好み、成長が早く、寿命が長いのが特徴です。</p> <p>昭和41年9月28日公募により選定されました。</p>

福島県議会の概要

令和3年12月発行

発行 / 福島県議会広報委員会
〒960-8670 福島市杉妻町2番16号
TEL(024)521-7608 FAX(024)521-7965